

特定生産緑地（豊中市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

地区名	位置	面積			申出基準日	備考	図面番号
		生産緑地 地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域			
東泉丘 1 A	東泉丘 1、2、3 丁目、 新千里南町 3 丁目地内	約 2.85 ha	約 2.58 ha	約 0.01 ha	令和7年12月22日		1
浜 3 A	浜 3 丁目地内	約 1.61 ha	約 1.37 ha	約 0.09 ha	令和7年12月22日		2

「区域は特定生産緑地（豊中市）指定図表示のとおり」